

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の全部改正について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の全部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い教育長委任事務等について整備する必要による。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の全部を改正する規則

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号）の全部を次のように改める。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任、代理等について必要な事項を定めるものとする。

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があつたときは、この限りでない。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件20,000,000円以上の教育財産の取得を申し出ること。
- (4) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (6) 県費負担教職員以外の職員（以下「事務局職員等」という。）の人事の一般方針を定めること。
- (7) 事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。

- (8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること。
- (9) 1件 20,000,000 円以上の工事の計画を策定すること。
- (10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 社会教育委員，スポーツ振興審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，奨学生選考委員会委員，学校事故措置委員会委員，市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (15) 請願，訴訟又は不服の申立てに関すること。
- (16) 藤沢市情報公開条例(平成 13 年藤沢市条例第 3 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

(教育長の臨時代理)

第 3 条 教育長は，前条各号(次条各号に規定する事項を除く。)に掲げる事項の処理について，緊急やむを得ない事情があるとき，又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは，これを臨時に代理することができる。

2 教育長は，前項の規定により臨時に代理した場合において，当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは，次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

(専決)

第 4 条 教育委員会は，次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし，教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は委員会において要求があつたときは，この限りでない。

- (1) 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免，分限及び懲戒その他の進退の内申を行うこと。
- (2) 藤沢市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年公平委規則第 1 号）別表に定める管理職員等を除く事務局職員等の任免，分限及び懲戒を行うこと。
- (3) 教育委員会の規程の制定又は改廃を行うこと。
- (4) 第 2 条第 1 6 号に掲げる事項。
- (5) 第 2 条第 1 7 号に掲げる事項。

附 則

この規則は，平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 31 年 10 月 1 日 教委規則第 3 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任、代理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は委員会において要求があつたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。</u></p> <p>(2) <u>学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。</u></p> <p>(3) <u>1 件 20,000,000 円以上の教育財産の取得を申し出ること。</u></p> <p>(4) <u>県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。</u></p> <p>(5) <u>県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</u></p> <p>(6) <u>県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。</u></p>	<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 31 年 10 月 1 日 教委規則第 3 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任、代理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は委員会において要求があつたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること</u></p> <p>(2) <u>学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること</u></p> <p>(3) <u>1 件 20,000,000 円以上の教育財産の取得を申し出ること</u></p> <p>(4) <u>県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長及び教頭の任免その他進退について内申すること</u></p> <p>(5) <u>県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること</u></p> <p>(6) <u>県費負担教職以外の職員</u>の人事の一般方針を定めること</p>

- (7) 事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。
- (8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること。
- (9) 1件 20,000,000円以上の工事の計画を策定すること。
- (10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 社会教育委員、スポーツ振興審議会委員、公民館運営審議会委員、文化財保護委員、教科用図書採択審議会委員、奨学生選考委員会委員、学校事故措置委員会委員、市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (15) 請願、訴訟又は不服の申立てに関すること。
- (16) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

- (7) 部長、参事(部長級)、参事、総合市民図書館長、課長、主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、館長補佐、センター長、所長、センター長補佐及び学校以外の教育機関におけるその名称を冠した長の任免を行うこと。
- (8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること
- (9) 1件 20,000,000円以上の工事の計画を策定すること
- (10) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと
- (11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること
- (13) 社会教育委員、スポーツ振興審議会委員、公民館運営審議会委員、文化財保護委員、教科用図書採択審議会委員、奨学生選考委員会委員、学校事故措置委員会委員、市民ギャラリー運営協議会委員、図書館協議会委員及び青少年相談センター運営協議会委員を委嘱又は命ずること
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること
- (15) 請願、訴訟又は不服の申立てに関すること
- (16) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)に基づく教育委員会の権限に関すること。

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号(次条各号に規定する事項を除く。)に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

(専決)

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があつたときは、この限りでない。

- (1) 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退の内申を行うこと。
- (2) 藤沢市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委規則第1号)別表に定める管理職員等を除く事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。
- (3) 教育委員会の規程の制定又は改廃を行うこと。
- (4) 第2条第16号に掲げる事項。
- (5) 第2条第17号に掲げる事項。

附 則(平成20年教委規則第 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号(第16号及び第17号を除く。)に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

(専決)

第4条 教育委員会は、第2条第16号及び第17号に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があつたときは、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、昭和31年10月1日から施行する。
- 2 藤沢市教育長専決規程(昭和27年11月制定教育委員会規程第2号)は、昭和31年9月30日限り廃止する。

付 則(昭和33年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 38 年教委規則第 1 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 39 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 44 年教委規則第 1 号)

この規則は、昭和 44 年 7 月 16 日から施行する。

付 則(昭和 48 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 48 年 5 月 16 日から施行する。

付 則(昭和 49 年教委規則第 13 号)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 49 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 51 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 51 年 7 月 21 日から施行する。

付 則(昭和 52 年教委規則第 9 号)

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 55 年教委規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 55 年 7 月 11 日から施行する。

付 則(昭和 57 年教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年教委規則第 3 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年教委規則第 5 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年教委規則第 7 号)

この規則は、昭和 61 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(平成 3 年教委規則第 10 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年教委規則第 1 号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 12 年 12 月 14 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 12 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年教委規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正)

2 藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成 15 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。